

よくあるご質問

－ 受給者向け Q&A －

目次

Q01	住所や氏名が変わったとき、受取金融機関を変更したいときはどうしたらいいですか？
Q02	現況届の提出は必要ですか？
Q03	年金受給者が死亡したときはどうすればいいですか？
Q04	基金の年金を受けている場合は、確定申告が必要ですか？
Q05	源泉徴収票はいつごろ送られてきますか？
Q06	制度移行（代行返上）により、税制面で変更はありますか？
Q07	基金ウェブサイト閲覧用のパスワードを教えてください

Q01

住所や氏名が変わったとき、年金の受取金融機関を変更したいときはどうしたらいいですか？

A

各種変更届のご提出が必要となります。必要書類を送付いたしますので、業務第一課までご連絡ください。

(連絡先：03-3546-5131)

【必要書類】

- ・住所変更・・・「住所変更届」
- ・受取金融機関変更・・・「受取金融機関変更届」と「通帳のコピー」
- ・氏名変更・・・「氏名変更届」と「旧姓と新姓を確認できる証明書（運転免許証（表裏）のコピー、戸籍抄本や戸籍謄本等のコピー等）」

Q02

現況届の提出は必要ですか？

A

毎年5月頃に住民基本台帳ネットワークシステムで受給者の状況を確認しておりますので基本的には不要です。

ただし、上記のシステムで確認が取れない場合は現況届を送付いたしますので、ご回答をお願いいたします。

Q03

年金受給者が死亡したときはどうすればいいですか？

A

まずは業務第一課までご連絡ください。(連絡先：03-3546-5131)

死亡日、請求権のある方、請求者と死亡者の関係、支給状況を確認のうえ、死亡届または未支給給付請求書、残存期間がある場合は遺族給付金（遺族一時金）の請求書をお送りさせていただきます。

詳しくは[こちら](#)のページをご覧ください。

Q04

基金の年金を受けている場合は、確定申告が必要ですか？

A

基金の年金を受けている方は、源泉徴収された税額と、1年間の収入に基づき各種控除を適用して算定された税額との差額を清算するために、確定申告が必要となります。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下かつ年金以外の他の所得金額が20万円以下の方につきましては、原則、確定申告は免除となります（還付を受けるために確定申告を行うこともできます）。確定申告の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧になるか、お近くの税務署までお問い合わせください。

Q05

源泉徴収票はいつごろ送られてきますか？

A

毎年1月中旬頃から順次発送を開始し、確定申告開始の2月15日までに到着するように発送しております。お手元に届かない、紛失した場合は業務第一課までご連絡ください。（連絡先：03-3546-5131）

Q06

制度移行（代行返上）により、税制面で変更はありますか？

A

源泉徴収額の取り扱いが変わります。

制度移行前は年額108万円（65歳以上の方は80万円）を超える年金をお受け取りになっている方のみ、毎年12月に「公的年金等の扶養親族等申告書」をご提出いただくことにより控除割合に応じた税金額を源泉徴収して年金を支払いしておりました。

制度移行後は年金額に対して、一律7.6575%相当額を源泉徴収してお支払いしております。確定申告を行うことで、税金の還付を受けられる場合もあります。

Q07

基金ウェブサイト閲覧用のパスワードを教えてください

A

基金広報誌「JJK（年2回発行）」に記載されております。お急ぎの場合は当基金までお電話でご相談ください。なお、当基金の年金受給者本人以外には回答できません。